

静 情 審 第 8 号
令和元年7月5日

静岡県教育委員会 様

静岡県情報公開審査会
会長 牧田 晃子

静岡県情報公開条例第19条の規定に基づく諮問について（答申）

平成30年3月9日付け教総第324号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

特定の年度における県内の公立学校に関する体罰事故報告書の部分開示決定に対する
審査請求（諮問第214号）

別紙

1 審査会の結論

静岡県教育委員会（以下「実施機関」という。）が、別記2-1及び2-2の各表に掲げる文書につき、その一部を非開示とした決定については、非開示とされた部分のうち、別記3-1及び3-2の各表中「審査会の判断」欄に「開示」と記載された部分を開示すべきである。

2 審査請求に至る経過

(1) 平成29年8月1日、審査請求人は、静岡県情報公開条例（平成12年静岡県条例第58号。以下「条例」という。）第6条の規定により、実施機関に対し、別記1の公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行い、同月2日、実施機関は、本件開示請求を受け付けた。

(2) 平成29年9月14日、実施機関は、静岡県内の公立学校で平成24年度に発生した体罰事案のうち高等学校に係る部分に係る公文書として、別記2-1の表中、「本件各文書の名称」欄に記載した公文書（以下「本件対象公文書1」という。）を特定した上で、条例第7条第2号に該当するとして、その一部（別記3-1の表中、「実施機関が非開示とした部分」欄に記載した情報）を開示しないこととする公文書部分開示決定（以下「本件処分1」という。）を行い、審査請求人に通知した。

同日、実施機関は、静岡県内の公立学校で平成24年度に発生した体罰事案のうち特別支援学校に係る公文書として、別記2-2の表中、「本件各文書の名称」欄に記載した公文書（以下「本件対象公文書2」という。なお、本件対象公文書1及び本件対象公文書2を合わせて、以下「本件対象公文書」という。）を特定した上で、条例第7条第2号に該当するとして、その一部（別記3-2の表中、「実施機関が非開示とした部分」欄に記載した情報）を開示しないこととする公文書部分開示決定（以下「本件処分2」という。なお、本件処分1及び本件処分2を合わせて、以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

(3) 平成29年10月12日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により実施機関に対し審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行い、同月16日、実施機関は、これを受け付けた。

3 審査請求人の主張要旨

審査請求の趣旨は、本件処分を取り消し、変更するとの決定を求めるものであり、審査請求人が審査請求書及び意見書で主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 審査請求書における主張

ア 加害教員の氏名その他の属性情報を非開示としたことが不当であること。

審査請求人が開示請求書の中で例示した裁判例（以下「関連判例」という。）においては、学校において教師が行った体罰は、加害教員に関しては「職務の遂行に係る情報」とであると認定されている。条例においても、第7条第2号ただし書ウにおいて、公務員の職務の遂行に係る情報については、当該公務員の氏名及び職務遂行の内容を開示すべきものと規定していることから、加害教員の氏名は開示されるべきである。

また、実施機関は、加害教員の氏名を非開示とした理由を、「懲戒処分を受けた者の個人に関する情報」又は「指導措置を受けた者の個人に関する情報」であるためとするが、これはつまり加害教員が懲戒処分や指導措置を受けたことは保護されるべきプライバシーであるところ、当該教員の氏名を開示すると、本人が懲戒処分等を受けたことも明らかとなるので非開示とする、ということかと思われる。しかし、体罰事故報告書自体には懲戒処分等の内容は記されておらず、本件対象公文書において加害教員の氏名を開示したとしても、それ自体がプライバシーの侵害にはならない。別の文書において懲戒処分等の内容を開示しているとしても、それは実施機関の判断であり、それを理由に条例第7条第2号該当性を主張するのは不当である。非開示情報はあくまで当該文書に記されているものでなければならない。

その他、加害教員の所属する組織、クラブ名、校務分掌、担当教科名、性別、年齢といった情報についても、氏名と同様、開示されるべきである。

イ 加害教員の氏名その他の属性情報を開示しても、特定の被害児童生徒を識別できるとはいえないこと。

関連判例に照らして非開示が認められるのは、被害児童生徒及び保護者の氏名並びに関係者の住所のみであると思われる。これらを除けば、「特定の個人が識別されうるもの」とはいえない。

なお、関連判例においては、個人特定のための「他の情報」については、「一般人基準」をとることを求めている。また、その他にも、学校名や加害教員の氏名を開示するとそれだけで被害児童生徒が特定されるとの考え方を否定する判例もある。

ウ 個人識別型の条例をもつ実施機関においても、プライバシー型の条例をもつ自治体と同様、加害教員の氏名等を開示すべきであること。

最高裁判所はじめ各種の判例・答申においては、プライバシー型の条例と個人識別型の条例とで個別の情報の取扱いに実質的に大きな差異をつけてはいない（平成15年12月18日最高裁（広島県条例関係）、平成15年10月24日最高裁（岐阜県条例関係）、平成15年11月21日最高裁（新潟県条例関係））ことから、個人識別型の条例をもつ自治体においても、プライバシー型の兵庫県や神戸市同様、体

罰事故報告書においては加害教員の氏名も含め公開されるべきである。

エ 本件処分における非開示情報は、いずれも条例第7条第2号後段に該当しないこと。

条例第7条第2号後段が適用されるのは、個人のカルテや著作物、反省文など高度なセンシティブ情報に限られ、そのような情報を含まない本件対象公文書には適用されない。本件処分においては、多くの非開示項目について本号後段該当と主張されているが、これは条例解釈の誤りである。

(2) 意見書における主張

ア 実施機関の主張は関連判例に反したものであり不当であること。

実施機関の主張は、関連判例には従わないというものであり、司法判断をないがしろにするものである。一定の条例解釈や法的争点について判断が示されている場合、第一に行政が従うべきは、自身の独自の条例解釈ではなく、内部基準でもなく、司法判断であることは今更述べるまでもない常識のはずである。

イ 体罰情報が公務員個人の評価等に関わる私事に関する情報ではないこと。

教員が体罰により事故を起こしたという情報（加害教員の氏名を含む。）は、当該個人の権利利益を不当に害するおそれがある場合に当たるとする主張は、司法判断により否定されている。だからこそ関連判例において加害教員の氏名の原則公開が求められているのである。また、それにより加害教員が懲戒処分や訓告等を受けたことは保護されるべきプライバシーであるところ、事故報告書で氏名を開示すると、本人が懲戒処分等を受けたことも明らかになるので非開示とする、という点も同様である。

なお、条例の解釈運用基準によれば、「公務員の氏名に係る情報を公にすることにより当該公務員個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合」の「不当」であるかどうかは、「当該公務員が有する職務権限や職務遂行の内容等に照らして判断することとなる」とのことである。すなわち、関連判例は、体罰加害者である教員については、体罰という重大な違法行為を行ったものであるという「職務権限や職務遂行の内容等に照らして」氏名を公開すべきと判断したことになる。

ウ 実施機関が体罰事故報告書一般に対して「特定人基準」をとっていることは不当であること。

実施機関は、弁明書において、体罰が発生した学校の教職員、同学校に通う児童生徒や保護者、地域住民等特定の立場にある者（以下、これらを総称して「学校関係者」という。）であれば、学級や部活動の構成児童生徒数が40名程度と多数であったとしても、被害児童生徒を特定することが可能となると主張する。しかし、平成29年3月2日神戸地裁判決では、「他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができる場合」の「他の情報」について、一般人基準を

採用し、要保護性の高い情報を含むケースについてのみ特定人基準を採用する余地を残しているに過ぎない。そもそも同判決では、学級や部活動の構成児童生徒数が40名程度と多数である場合は特定人基準をとることを否定している。関連判例では、体罰事故報告書における被害児童生徒の特定可能性について、一般的に認めたものはない。例外的な事情がない限り、複数存在する児童生徒の中から一人を特定するためには、名簿などの一般には手に入らない追加情報が必要なのであるから当然である。

他方で、平成29年3月2日神戸地裁判決も、これは原則であって、小規模校や被害児童生徒のプライバシーにより深く関わる例外的な体罰事例などにおいて、児童生徒の特定可能性やそのプライバシー保護の必要性から、教員名等を例外的に非開示とすることまでは禁じていない。弁明書の主張の問題点は、県内全ての公立学校が一律にこうした例外に当たる、という主張になっている点である。これは極端な拡張解釈である。

4 実施機関の主張要旨

実施機関が弁明書で述べている主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件対象公文書について

本件対象公文書である職員事故等報告書は、静岡県立学校処務規程（昭和41年静岡県教育委員会訓令甲第3号。以下「処務規程」という。）第30条第1項「職員に事故があったとき、若しくは法令に違反すると認められる行為があったときは、校長は、直ちに職員事故等報告書を教育委員会に提出しなければならない」との規定に基づき作成されるものである。

体罰は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第11条において禁止されており、教員等は児童生徒への指導に当たり、いかなる場合にも体罰を行ってはならないとされ、該当する場合には、非違行為に当たる重大な不適正行為となることから、県立学校において体罰事案が発生した場合には、職員事故等報告書が作成されることとなる。

職員事故等報告書は、(1)事故を起こした職員の職名及び氏名、(2)事故の名称、(3)発生の場所及び日時、(4)事故の原因、(5)事故の程度、(6)事故の処理、(7)今後の処理についての各項目を記載する様式となっており、校長は必要に応じて詳細を記載した別紙を添えて提出するものである。

本件対象公文書は、平成24年度に発生した体罰事案に係る職員事故等報告書及び一切の添付文書であり、当該体罰を行った教員等の非違行為の全容を記録したものである。

(2) 加害教員等の氏名を非開示としたことについて

条例第7条第2号は、特定の個人を識別することができる情報を原則非開示とす

ることを定めているが、同号ただし書ウにおいて、公務員の職務の遂行に係る情報については、当該公務員の氏名及び職務遂行の内容を例外的に開示すべきものとしている。ただし、当該公務員の氏名に係る情報を公にすることにより当該公務員個人の権利利益を不当に害するおそれがあるときは、当該公務員の氏名に係る部分は同号ただし書ウ前段を適用せず、非開示とする旨定められている。これは、当該公務員の氏名を公にすることによって、当該公務員が有する職務権限や職務遂行の内容等から負うべき責任以上の非難を受けたり、その私生活が当該公務員として受忍すべき限度を超えて脅かされたりするおそれがあるからである。

審査請求人が主張するとおり、本件対象公文書そのものには、懲戒処分等の内容は記載されていない。

しかし、実施機関は、静岡県教職員懲戒処分等の基準（平成19年4月1日施行）において、処分事由「体罰」の処分標準例を訓告等以上としており、体罰に係る職員事故等報告書の加害教員の氏名が開示されれば、当該教員が訓告等以上の処分を受けたことが明白となる。

また、実施機関は、懲戒処分の公表基準（平成13年9月19日制定、平成23年6月23日改正）に基づき、教職員の非違行為に対して地方公務員法（昭和25年法律第261号）に基づく懲戒処分を行った場合には、その内容を公表している。公表対象は戒告、減給、停職及び免職であり、訓告等は含まれておらず、また、氏名の公表は、刑事事件で既に氏名が報道されている場合を除き、懲戒免職に限られている。

本件対象公文書に記載された加害教員の氏名を開示すると、当該教員にとって、人事上の秘匿情報である、処分を受けたという事実が公にされることとなる。当該情報は、上記懲戒処分の公表基準に照らし、本来公にされることのないはずの情報であり、これを公にすることは、当該教員にとって不当な権利利益の侵害に当たる。したがって、加害教員の氏名は、条例第7条第2号ただし書ウ後段に該当し、同号本文の非開示とすべき個人情報に該当するとして非開示としたものである。

- (3) 学校名、校長名、その他教員の所属する組織、クラブ名、校務分掌、担当教科名、性別、年齢等を非開示としたことについて

条例第7条第2号本文は、氏名、住所、生年月日その他の記述により、特定の個人を明らかに識別できる部分又は識別される可能性がある部分に加え、氏名等以外の部分の情報から、又は氏名等以外の部分の情報と他の情報を照合することにより、特定の個人が識別されるものであれば、当該部分も非開示とするものと解される。

審査請求人が引用する関連判例を勘案すれば、学校関係者が入手し得る情報との照合の結果、特定個人が識別され、本件対象公文書に記載された内容が開示されることにより、個人の人格的利益が著しく侵害され、当該個人の社会的評価が著しく低下し、その回復が極めて困難な事態が生じる相当程度の蓋然性が認められる場合を除き、一般人を基準として、通常の方法により入手し得る情報との照合の結果、

特定の個人を識別できることが相当程度の確実性をもって可能と認められる場合に限り、非開示とされる。

つまり、他の情報との照合による特定個人の識別可能性の判断に当たっては、一般人基準をとることが原則であるが、対象者が特定され、公文書に記載された内容がその対象者の権利利益を侵害する機微な情報であるときには、例外的に特定人基準をとることとなる。

本件対象公文書には、体罰が発生した具体的状況や、体罰に至る経緯等の情報が記載されており、学校名等が開示された場合、学校関係者であれば、加害教員及び体罰の発生した学級や部活動を特定することができ、当該学級や部活動の構成児童生徒数が40名程度と多数であったとしても、本件対象公文書に記載された体罰に至る具体的経緯から、被害児童生徒を特定することが可能となる。

本件対象公文書には、体罰に至る具体的経緯として、体罰直前における被害児童生徒の問題のある行動、問題のある発言内容等の情報も記載されている。本件対象公文書が開示されれば、被害児童生徒に不適切な言動があったことについて批判や誹謗中傷がなされるおそれや、また、不適切な言動がない事案であっても被害児童生徒が体罰を受けたという事実自体好奇心な目で見られるおそれもあり、被害児童生徒の名誉が不当に傷つけられるおそれがある。また、本件対象公文書に記載された内容は、心身ともに発達途上にあり多感な時期を迎えている中学生、高校生にとって、同級生を始めとする学校関係者にこそ知られたくない情報である。

さらに、一旦そのような情報が開示されてしまえば、原状回復や情報拡散の制御も不可能となり、学生時代にどのような経緯で体罰被害を受けたかという事実は半永久的に公表され、当該被害児童生徒は将来、二次的被害を被る可能性が高い。

以上のことから、本件対象公文書に記載された学校名、校長名、その他教員の所属する組織、クラブ名、校務分掌、担当教科名、性別、年齢等といった情報を開示すると、学校関係者が有する情報あるいは入手し得る情報との照合により被害児童生徒が特定され、当該被害児童生徒の人格的利益が著しく侵害され、社会的評価が著しく低下し、その回復が極めて困難な事態が生じる相当程度の蓋然性が認められるため、非開示としたものである。

- (4) 本件処分において非開示とした情報のうち、学校名、所属長名、部活動名等について、条例第7条第2号後段に規定する「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」に該当することを理由に非開示とした。しかし、審査請求人指摘のとおり、当該箇所は外形的事実に関する情報であり、教員等や被害児童生徒の心情等人格に密接に関連するものではないため、当該箇所の非開示理由は、条例第7条第2号前段に規定する「特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」に該当することによる。

5 審査会の判断

当審査会は、本件処分について審査した結果、以下のとおり判断する。

(1) 本件対象公文書の内容

本件開示請求は、平成 24 年度に静岡県内の公立学校で発生した体罰事案に関する報告書等の開示を求めたものである。

平成 24 年度当時、実施機関では、教員による体罰事案が発生した場合、校長が実施機関に報告しなければならないとされ（処務規程第 30 条第 1 項）、当該報告の様式としては、「1 事故を起こした職員の職名・氏名」、「2 事故の名称」、「3 発生の場所、日時」、「4 事故の原因」、「5 事故の程度」、「6 事故の処理」、「7 今後の処理について」を記載項目とする処務規程様式第 33 号の「職員事故等報告書」を用いることとされていた。

本件対象公文書は、平成 24 年度に高等学校で発生した 61 件の体罰事案及び特別支援学校で発生した 2 件の体罰事案の計 63 件に係る校長から実施機関への報告に係る文書で、それぞれの事案ごとの職員事故等報告書である（一部の事案については、職員事故等報告書に関係者への聴取記録等の補足書類が添付されている。）。

以下、本件対象公文書のうち、高等学校で発生した各体罰事案に係るものをそれぞれ文書 1 から文書 61 とし、特別支援学校で発生した各体罰事案に係るものをそれぞれ文書 62 及び文書 63 とする。

(2) 本件処分において非開示とされた情報について

実施機関は、本件開示請求に対し、別記 2-1 及び 2-2 に掲げる公文書を本件対象公文書として特定し、別記 3-1 及び 3-2 の「実施機関が非開示とした部分」欄に掲げる部分については、加害教員、被害児童生徒その他特定の個人に関する情報であって当該特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであることから、条例第 7 条第 2 号に掲げる非開示情報に該当するとして、本件処分を行っている。

実施機関は、弁明書において、本件処分において非開示とした情報のうち、後段の「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」に該当するとして非開示とした部分についても、前段の「特定の個人に関する情報であって当該特定の個人を識別することができるもの」に該当するものであったと説明している。よって、当審査会では、実施機関が非開示とした情報が「特定の個人に関する情報であって当該特定の個人を識別することができるもの」に該当するかどうかを検討する。

なお、本件処分では、公文書部分開示決定通知書の「開示しないこととした部分」に記載されていないにもかかわらず、実際に開示した文書においては黒塗りされている箇所（以下「本件不一致箇所」という。）が認められた。

行政処分は表示行為によって成立するものであり、書面によって表示されたときは書面の作成によって行政処分は成立し、その書面の到達によって行政処分の効力が生ずるものであることから、条例第 11 条に基づく決定についても、非開示とされた部分の意味が不明であるとか、当該決定の他の部分で同一内容の情報が非開示とされているなど、当該決定に係る書面の誤記であることが明らかな事情があるような場合を除き、原則として、当該決定に係る書面に表示されたとおりの内容の決定がなされたものと解すべきである。

本件処分についてみると、本件不一致箇所のうち、別記 3-1 及び 3-2 の表中、「左記の該当箇所」欄に記載した各項目のうち「(※)」を付した項目で示される箇所については、本件対象公文書の同一ページの隣接箇所に記載された同一の情報が「開示しないこととした部分」に明記されているなど、公文書部分開示決定通知書の誤記であることが明らかな事情があるといえる。

したがって、本件不一致箇所のうち当該箇所については、本件処分において非開示とされた部分に含まれ、本件審査請求の対象に含まれるものと解されることから、当審査会において非開示情報該当性を判断することとする。

(3) 条例第 7 条第 2 号の解釈

ア 条例第 7 条第 2 号本文前段の解釈

条例第 7 条第 2 号本文前段は、個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）を非開示情報としている。

ここでいう「特定の個人を識別することができる」とは、特定の個人であると明らかに識別することができる場合又は識別される可能性がある場合をいう。

そして、照合の対象となる「他の情報」とは、知る権利を尊重し県民参加による開かれた県政を一層推進するという、条例における情報公開制度の趣旨・目的と開示することにより害される権利利益の保護との調整の観点から、開示請求の対象となっている文書に記載された情報の性質や記載内容等に応じて、個別具体的に検討するのが相当である。

この点につき、実施機関は本件対象公文書の全てについて、学校関係者が有する情報あるいは入手し得る情報との照合により、被害児童生徒の特定につながり、被害児童生徒の人格的利益が著しく侵害され、社会的評価が著しく低下し、その回復が極めて困難な事態が生じる相当程度の蓋然性があることから、照合の対象となる「他の情報」は、学校関係者が保有し、又は入手し得る情報を含むとの趣旨の主張を行っている。

しかしながら、学校関係者のように当該被害児童生徒や当該体罰事案に関わる情報をもともと保有している者や、そのような情報を入手しやすい状況にいる者

がその情報を入手することを想定して当該被害児童生徒を特定し得るかどうかを決するとすれば、非開示の範囲が無制限に広がりかねず、ひいては、県の諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにし、県民参加による開かれた県政を一層促進するという、条例における情報公開制度の趣旨を大きく没却する結果となり、相当ではない。

そこで、本件対象公文書について個別に検討した上で、特定の立場にある者が有する情報あるいは入手し得る情報との照合の結果、特定の個人が識別され、当該個人のプライバシーに関わる情報が開示されることにより、個人の人格的利益が著しく侵害され、当該個人の社会的評価が著しく低下し、その回復が極めて困難な事態が生じる相当程度の蓋然性が認められる場合は格別、そのような事態までには至らない場合には、特定の立場にある者が有する情報あるいは入手し得る情報との照合により個人が識別されるかではなく、一般人を基準として、通常の方法により入手し、あるいは入手し得る情報との照合の結果、特定の個人であると明らかに識別することができる場合又は識別される可能性がある場合に限り、非開示とすべきである。

イ 条例第7条第2号ただし書ウの解釈

公務員等の職務遂行に係る情報は当該公務員等の個人情報でもあるが、職務に関する説明責任を全うし公正で透明な県政を推進する観点から、公務員等の職及び氏名並びに職務遂行の内容に係る部分を非開示とする個人情報から除外している。

この「公務員等の職務遂行に係る情報」とは、公務員等がその担当する職務を遂行する場合におけるその情報をいうものであり、公務員等の住所、電話番号、学歴、家族状況、健康状態等明らかに当該公務員等個人に関する情報や、勤務態度、勤務成績、処分歴等職務に関する情報ではあるが職員の身分取扱いに係る情報は、公務員等の職務遂行に係る情報には当たらないと解される。

なお、当該公務員等の氏名に係る情報を公にすることにより当該公務員等個人の権利利益を不当に害するおそれがある場合や、当該公務員等が警察職員である場合にあっては、当該公務員等の氏名に係る部分はただし書を適用しないこととされている。

(4) 条例第7条第2号本文前段と体罰に関する情報

ア 加害教員

本件対象公文書には、校長が体罰事案の調査を行った上で実施機関に報告した内容が記載されており、教員が児童生徒に対して体罰を行ったことを示す情報が含まれる。各公文書には、加害教員の氏名等、特定の個人を識別できる情報が含まれていることから、これらの情報については、条例第7条第2号本文前段の個人情報に該当する。しかし、教員による児童生徒に対する体罰は、教育現場にお

ける教育指導等の過程、すなわち教員の職務遂行の過程で発生するものであるから、教員が児童生徒に対して体罰を行ったことを示す情報は、条例第7条第2号ただし書ウの公務員等の職務の遂行に係る情報に該当すると解するのが相当である。

また、本件対象公文書に記載された内容は、教員による体罰について調査及び報告が行われたことを示す情報としての性質を有しており、体罰が学校教育法上明確に禁止され、児童生徒の心身に深刻な影響を与える違法行為であることから、加害教員が何らかの懲戒処分等を受ける相当程度の蓋然性を有する情報であるともいえる。この点について、前記(3)イのとおり、公務員等の処分歴については、条例第7条第2号ただし書ウに該当しないとされているが、教員が児童生徒に体罰を行った場合に、その調査及び報告が行われたことを示す情報が、当該教員が何らかの懲戒処分等を受ける相当程度の蓋然性を有することを理由として開示されないこととなり、およそ体罰という違法行為に関する情報は全て開示されないこととなり、条例本来の趣旨、目的が没却されかねない。

したがって、本件対象公文書に条例第7条第2号本文前段に規定する個人情報が含まれており、教員が児童生徒に体罰を行ったことを示す情報が当該教員による体罰について調査及び報告が行われたことを示す情報としての性質、すなわち加害教員が何らかの懲戒処分等を受ける相当程度の蓋然性を有している情報であるとしても、当該教員との関係で、条例第7条第2号ただし書ウの職務の遂行に関する情報に該当すると解され、開示すべきである。

イ 被害児童生徒等

被害児童生徒及びその保護者、被害児童生徒以外の児童生徒、被害児童生徒が所属する外部クラブの代表者並びに被害児童生徒が入所する施設の職員（以下、これらを総称して「被害児童生徒等」という。）に関する情報であって、特定の個人を識別できる情報については、条例第7条第2号本文前段の非開示事由に該当するものとして、非開示とすべきである。

(5) 実施機関が非開示とした部分の非開示情報該当性

ア 加害教員に関する情報

本件対象公文書は、いずれも公務員である教員の学校における体罰について調査が行われ、報告が行われたことを示す情報が記録された公文書であるから、前記(4)アのとおり、加害教員の氏名及び体罰の内容に関する情報は、条例第7条第2号の非開示情報に該当しないと解するのが相当である。

この点に関連し、実施機関は、静岡県教職員懲戒処分等の基準において、体罰を処分事由とする処分標準例が訓告等以上とされていることなどから、体罰に係る職員事故等報告書の加害教員の氏名が開示されれば、当該教員が懲戒処分等を受けたことが明白となるとして、特定の教員が体罰を行ったという情報は、当該

教員について調査及び報告が行われたことを示す情報にとどまらず、当該教員が懲戒処分等を受けたという情報でもあり、当該公務員にとって不当な権利利益の侵害に当たることから、条例第7条第2号ただし書ウのただし書により、加害教員の氏名は非開示とすべきであるという趣旨の主張を行っている。

しかしながら、職員の義務違反に対して懲戒処分をするかどうか、また、懲戒処分をする場合にいずれの処分を行うかは、懲戒権者が裁量によって決定すべきものであり、「懲戒権者は、懲戒事由に該当すると認められる行為の原因、動機、性質、態様、結果、影響等のほか、当該公務員の右行為の前後における態度、懲戒処分等の処分歴、選択する処分が他の公務員及び社会に与える影響等、諸般の事情を総合的に考慮して、懲戒処分をすべきかどうか、また、懲戒処分をする場合にいかなる処分を選択すべきかを、その裁量的判断によって決定することができる」とされている（最高裁平成2年1月18日判決）。また、静岡県教職員懲戒処分等の基準においても、具体的な量定に当たっては、当該非違行為の動機、態様や児童生徒、教職員及び社会に与える影響等の考慮事項のほか、適宜、日頃の勤務態度や非違行為後の対応等を含め総合的に考慮の上、判断し、個別の事案の内容や具体的な行為の態様によっては、処分標準例に示す量定以外とすることもあり得るとされている。

したがって、本件対象公文書に記載された情報が、特定の教員が懲戒処分等を受けたという情報と同義であるとはいえず、条例第7条第2号本文前段の非開示情報には該当しない。

また、本件対象公文書には、加害教員以外の教員に関する情報も含まれているが、これらは、いずれも加害教員の体罰を発端とした公務員である教員の職務遂行に関する情報であることから、これらの情報についても、非開示情報には該当しない。

なお、条例第7条第2号ただし書ウにおいては、公務員の職務の遂行に係る情報のうち、当該公務員の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容を開示することとしているところ、加害教員の生年月日、住所、性別、年齢、人事異動先、前任校及び家族に関する情報はこれに該当せず、非開示が妥当である。

イ 被害児童生徒等に関する情報

被害児童生徒等に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報については、前記(4)イのとおり、条例第7条第2号本文前段の非開示事由に該当するものとして非開示とすべきである。

(ア) その情報自体から特定の被害児童生徒等を識別することができる情報

被害児童生徒等の氏名及び生年月日については、個人に関する情報であって、その情報自体から特定の被害児童生徒等を識別することができるものであることから、同号前段に該当するものと認められる。したがって、これらの情報は、

非開示が妥当である。

- (イ) 他の情報と照合することにより、特定の被害児童生徒等を識別することができる情報

前記(3)アのとおり、特定の立場にある者が有する情報あるいは入手し得る情報との照合の結果、特定の個人が識別され、当該個人のプライバシーに関わる情報が開示されることにより、個人の人格的利益が著しく侵害され、当該個人の社会的評価が著しく低下し、その回復が極めて困難な事態が生じる相当程度の蓋然性が認められる場合は格別、そのような事態までには至らない場合には、特定の立場にある者が有する情報あるいは入手し得る情報との照合により個人が識別されるかではなく、一般人を基準として、通常の方法により入手し、あるいは入手し得る情報との照合の結果、特定の個人であると明らかに識別することができる場合又は識別される可能性がある場合に限り、非開示とすべきである。

このことを踏まえ、本件対象公文書を見分したところ、被害児童生徒等の成績や評価、家庭状況等の記述があることは確認されたが、その内容は上記に照らし、特定の立場にある者が有する情報あるいは入手しうる情報を基準とすべき程度のものとまでは認められないことから、一般人を基準として、個別具体的に検討すべきである。

a 本件対象公文書1について

当審査会で本件対象公文書1を見分したところ、当該文書については、後述のbにおいて掲げる文書とは異なり、小規模校における事案であるといった特段の事情は確認されなかった。そうすると、学校名及び加害教員の氏名を開示しても、一般人が通常の方法により入手し、あるいは入手し得る情報との照合の結果、特定の被害児童生徒等を明らかに識別することができる、又は識別される可能性があるとは認められない。したがって、学校名及び加害教員の氏名については、開示すべきである。

次に学校名の開示を前提とすると、次の①から⑥までの情報のいずれかを開示した場合には、一般人を基準として、通常の方法により入手し、あるいは入手し得る情報との照合の結果、特定の被害児童生徒等を明らかに識別することができる、又は識別される可能性があるとは認められる。

- ① 被害児童生徒等の出席番号又はHRNO
- ② 被害児童生徒等の所属する部活動名及び当該部活動における立場
- ③ 被害児童生徒等の所属クラス及び部活動名
- ④ 被害児童生徒等のイニシャル、性別、学年及び部活動名
- ⑤ 特定の部活動に所属する特定の学年の児童生徒全員が体罰の被害を受けたという事実並びに当該部活動名及び被害児童生徒の学年

⑥ 被害児童生徒等の所属する部活動名及びその競技名（加害教員の所属する外部協会名を含む。）、所属する外部クラブの名称及び所在地、出場した競技大会の名称及び当該大会における成績並びに進学先

したがって、①から⑥までの情報のいずれかが記載されている文書については、当該情報を非開示とすべきである。

ただし、文書4、文書6、文書11、文書16、文書32、文書33、文書36、文書46、文書55及び文書58の10件の文書については、本件処分において、②から⑤の情報が既に開示されている。これに加えて学校名を開示すると、特定の被害児童生徒等を明らかに識別することができる、又は識別される可能性がある。また、文書記号、所属長の印影並びに校長、副校長及び教頭の氏名並びに体罰発生場所、学科名並びに体罰発生時の授業名を開示すると、学校名を容易に推測できるため、学校名を開示することと同様の結果を生じる。したがって、これら10件の文書については、上記の学校名を容易に推測できる情報及び学校名を非開示とすべきである。

b 本件対象公文書2について

当審査会で本件対象公文書2を見分したところ、当該文書については、各学年の児童生徒数が10人未満の小規模校に係る事案であることが確認された。当該学校の規模に照らし、学校名及び被害児童生徒の所属クラスを開示すると、一般人を基準として、通常の方法により入手し、あるいは入手し得る情報との照合の結果、特定の被害児童生徒等を明らかに識別することができる、又は識別される可能性があると認められる。また、文書記号、所属長の印影並びに校長、副校長及び教頭の氏名並びに被害児童生徒の入所施設名及び当該施設職員の職名を開示すると、学校名を容易に推測できるため、学校名を開示することと同様の結果を生じる。したがって、当該文書については、学校名及び上記の学校名を容易に推測できる情報並びに被害児童生徒の所属クラスを非開示とすべきである。

なお、当該文書に記載された教員（教頭を除く。）の氏名については、これを開示しても、一般人が通常の方法により入手し、あるいは入手し得る情報との照合の結果、特定の被害児童生徒等を明らかに識別することができる、又は識別される可能性があるとは認められない。したがって、教員（教頭を除く。）の氏名は開示すべきである。

審査請求人は、この他にも種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記4のとおりである。

別記1 開示請求の内容

静岡県内の公立小・中・高・養護・盲学校に関する体罰事故報告書（加害教員の反省文、顛末書、診断書、事情聴取記録、その他一切の添付文書等を含む。）（平成24年度分）。

なお大阪高等裁判所平成18年12月22日判決（平成18年（行コ）第26号公文書非公開決定取消請求控訴事件、同第68号同附帯控訴事件（判例タイムズNo.1254（2008.1.15）151頁）、平成23年2月2日大阪高等裁判所判決（平成22年行コ第153号事件）（以上被告兵庫県（教育委員会））、平成29年3月2日神戸地方裁判所判決（平成28年（行ウ）第26号公文書非公開決定取消請求事件（被告神戸市（教育委員会）））（いずれも確定）など関連司法判断に従い、学校名、学校長名、教職員名など公務遂行情報は原則公開とすること。

別記2-1 本件対象公文書1（高等学校分）

文書番号	本件各文書の名称
文書1	1-1 平成25年1月24日職員事故等報告書
	1-2 加害教諭への聴取記録
	1-3 被害生徒への聴取記録
	1-4 被害生徒保護者への聴取記録
文書2	2-1 平成25年4月9日職員事故等報告書
	2-2 職員に関する報告
文書3	平成24年11月19日職員事故等報告書
文書4	平成25年1月29日職員事故等報告書
文書5	平成25年4月3日職員事故等報告書
文書6	平成25年3月27日職員事故等報告書
文書7	平成25年4月30日職員事故等報告書
文書8	平成25年2月5日職員事故等報告書
文書9	平成24年12月14日職員事故等報告書
文書10	平成25年4月9日職員事故等報告書
文書11	11-1 平成25年4月2日職員事故等報告書
	11-2 体罰の報告に関わる補足資料
文書12	12-1 平成25年5月2日職員事故等報告書
	12-2 事情確認書

文書番号		本件各文書の名称
文書13	13-1	平成25年5月2日職員事故等報告書
	13-2	報告書添付文書
文書14	14-1	平成25年4月19日職員事故等報告書
	14-2	報告書添付文書
文書15	15-1	平成25年4月12日職員事故等報告書
文書16	16-1	平成24年7月6日職員事故等報告書
	16-2	調査書1
	16-3	調査書2
	16-4	調査書3
文書17	17-1	平成25年2月27日職員事故等報告書
	17-2	報告書添付文書
文書18	18-1	平成25年3月1日職員事故等報告書
文書19	19-1	平成25年3月1日職員事故等報告書
文書20	20-1	平成25年3月1日職員事故等報告書
文書21	21-1	平成25年3月27日職員事故等報告書
文書22	22-1	平成25年4月19日職員事故等報告書
	22-2	職員事故等報告書（補足事項）
文書23	23-1	平成25年4月17日職員事故等報告書
文書24	24-1	平成25年4月10日職員事故等報告書
文書25	25-1	平成25年4月10日職員事故等報告書
文書26	26-1	平成25年4月10日職員事故等報告書
文書27	27-1	平成25年3月19日職員事故等報告書
文書28	28-1	平成25年4月9日職員事故等報告書
	28-2	報告書添付文書
文書29	29-1	平成25年4月3日職員事故等報告書
	29-2	職員事故等報告時系列
文書30	30-1	平成25年4月9日職員事故等報告書
文書31	31-1	平成25年4月10日職員事故等報告書
文書32	32-1	平成25年3月12日職員事故等報告書
	32-2	報告書添付文書
文書33	33-1	平成25年4月25日職員事故等報告書
文書34	34-1	平成25年4月9日職員事故等報告書
	34-2	体罰に関する事実確認
文書35	35-1	平成25年5月8日職員事故等報告書

文書番号		本件各文書の名称
	35-2	別紙
文書36	36-1	平成25年4月19日職員事故等報告書
	36-2	副申書
文書37	37-1	平成25年5月7日職員事故等報告書
	37-2	報告書添付文書
文書38	38-1	平成25年4月9日職員事故等報告書
文書39	39-1	平成25年5月2日職員事故等報告書
	39-2	報告書添付文書
文書40	40-1	平成25年5月2日職員事故等報告書
	40-2	副申書
文書41	41-1	平成25年4月10日職員事故等報告書
	41-2	調査書
文書42	42-1	平成25年5月2日職員事故等報告書
文書43	43-1	平成25年4月17日職員事故等報告書
文書44	44-1	平成25年5月2日職員事故等報告書
	44-2	事情確認書
文書45	45-1	平成25年5月1日職員事故等報告書
文書46	46-1	平成25年3月25日職員事故等報告書
	46-2	報告書添付文書（補足説明）
文書47	47-1	平成25年4月9日職員事故等報告書
文書48	48-1	平成25年4月9日職員事故等報告書
文書49	49-1	平成25年4月9日職員事故等報告書
文書50	50-1	平成25年2月12日職員事故等報告書
	50-2	副申書
文書51	51-1	平成25年3月15日職員事故等報告書
文書52	52-1	平成25年4月12日職員事故等報告書
文書53	53-1	平成25年4月26日職員事故等報告書
	53-2	職員事故報告書資料
文書54	54-1	平成25年4月19日職員事故等報告書
	54-2	職員事故等報告書（補足事項）
文書55	55-1	平成25年5月1日職員事故等報告書
	55-2	添付資料
文書56	56-1	平成25年5月2日職員事故等報告書
	56-2	副申書

文書番号		本件各文書の名称
文書57	57-1	平成25年4月15日職員事故等報告書
	57-2	調査書
	57-3	副申書1
	57-4	副申書2
	57-5	副申書3
文書58	58-1	平成25年 月 日職員事故等報告書
文書59	59-1	平成25年5月2日職員事故等報告書
	59-2	副申書
文書60	60-1	平成25年5月2日職員事故等報告書
	60-2	副申書
文書61	61-1	平成25年4月26日職員事故等報告書
	61-2	職員事故報告書資料

別記2-2 本件対象公文書2（特別支援学校分）

文書番号		本件各文書の名称
文書62	62-1	平成25年1月29日職員事故等報告書
	62-2	別紙資料
文書63	63-1	平成25年2月27日職員事故等報告書
	63-2	体罰情報整理

別記3-1 実施機関が非開示とした部分及び審査会の判断（高等学校分）

文書番号	実施機関が非開示とした部分	左記の該当箇所	審査会の判断
1-1	①加害教員の氏名	・項番1左	開示
	②被害児童生徒の所属する部活動名	・項番1右 ・項番2 ・項番4 ・項番6	非開示
1-2	①加害教員の氏名	・題名 ・項目1の章題 ・項目5の1行目 ・項目5の2行目右	開示
	②被害児童生徒の所属する部活動名	・項目1の1行目 ・項目3の1行目	非開示

文書 番号	実施機関が非開示 とした部分	左記の該当箇所	審査会 の判断
		<ul style="list-style-type: none"> ・項目4の3行目 ・項目5の2行目左 	
	③加害教員の所属する外部協会名	<ul style="list-style-type: none"> ・項目1の2行目 	非開示
	④被害児童生徒の氏名	<ul style="list-style-type: none"> ・項目2の章題 ・項目3の2行目左及び右～3行目1文字目 ・項目4の1行目 ・項目5の3行目右 	非開示
	⑤被害児童生徒の所属する外部クラブ名	<ul style="list-style-type: none"> ・項目2の1行目右 ・項目2の※印1行目 ・項目4の6行目 ・項目5の3行目左 	非開示
	⑥被害児童生徒の所属する外部クラブの代表者	<ul style="list-style-type: none"> ・項目2の1行目左及び2行目左 ・項目2の※印2行目左 ・項目4の7行目及び13行目 	非開示
	⑦被害児童生徒の所属する外部クラブの住所	<ul style="list-style-type: none"> ・項目2の※印2行目右 	非開示
	⑧被害児童生徒の大会成績	<ul style="list-style-type: none"> ・項目2の2行目右～3行目左 ・(※)項目2の3行目左から2番目 	非開示
	⑨被害児童生徒の進学先	<ul style="list-style-type: none"> ・項目2の3行目右～4行目左 	非開示
	⑩被害児童生徒の所属する部活動の競技名	<ul style="list-style-type: none"> ・項目2の2行目左から2番目及び4行目右 	非開示
1-3	①被害児童生徒の氏名	<ul style="list-style-type: none"> ・左上 生徒欄 	非開示
	②加害教員の氏名	<ul style="list-style-type: none"> ・項目1の1ポツ（中黒をいう。以下同じ。）目 ・項目4の1ポツ目及び2ポツ目 ・項目6の2ポツ目 	開示
	③被害児童生徒の所属する外部クラブの代表者の氏名	<ul style="list-style-type: none"> ・項目1の2ポツ目 	非開示
	④被害児童生徒の所属する外部クラブ名	<ul style="list-style-type: none"> ・項目2の1ポツ目 ・項目5の2ポツ目 	非開示

文書 番号	実施機関が非開示 とした部分	左記の該当箇所	審査会 の判断
1-4	①被害児童生徒の氏名	・ 題名 ・ 項目2の2行目左	非開示
	②加害教員の氏名	・ 項目1の1行目 ・ 項目2の2行目右 ・ 項目3の4行目及び8行目	開示
	③被害児童生徒の所属する部活動名	・ 項目3の1行目、2行目、3行目左 及び9行目左	非開示
	④被害児童生徒の所属する外部クラブ名	・ 項目3の3行目右及び9行目右	非開示
2-1	①加害教員の氏名	・ 項番1 ・ 項番6の2行目及び5行目	開示
	②被害児童生徒の所属する部活動名	・ 項番6の3行目	開示
2-2	①加害教員の氏名	・ 本文1行目及び2行目左	開示
	②加害教員の生年月日	・ 本文2行目右の一部	非開示
	③加害教員の年齢	・ (※) 本文2行目右の一部	非開示
	④被害児童生徒の所属する部活動名	・ 本文4行目右 ・ 問題の言動⑤章題	開示
	⑤加害教員の校務分掌	・ 本文4行目左 ・ 問題の言動①例2並びに②例2及び例3	開示
3-1	①文書記号及び所属長印の印影	・ 右上	開示
	②学校名	・ 右上 ・ 項番3の1行目左	開示
	③加害教員の氏名	・ 項番1の左	開示
	④加害教員の担当教科名	・ 項番1の右	開示
	⑤被害児童生徒の所属する部活動名	・ 項番4の1行目左	非開示
	⑥被害児童生徒の所属する部活動の活動場所	・ 項番3の1行目右 ・ 項番5	非開示
	⑦被害児童生徒の氏名	・ 項番4の1行目右～2行目1文字目	非開示

文書 番号	実施機関が非開示 とした部分	左記の該当箇所	審査会 の判断
	⑧被害児童生徒の所属クラス	・ 項番 4 の 2 行目右	非開示
4 - 1	①文書記号及び所属長印の印影	・ 右上	非開示
	②学校名	・ 右上 ・ 項番 3	非開示
	③加害教員の氏名	・ 項番 1	開示
5 - 1	①文書記号及び所属長印の印影	・ 右上	開示
	②学校名	・ 右上 ・ 項番 3	開示
	③加害教員の氏名	・ 項番 1 ・ 項番 4 の 3 行目 ・ 項番 6 の 7 行目 ・ 項番 7 の 1 行目	開示
	④被害児童生徒の氏名	・ 項番 4 の 1 行目 ・ 項番 6 の 3 行目、4 行目、8 行目及び 10 行目 ・ 項番 7 の 3 行目	非開示
6 - 1	①文書記号、学校名、所属長名及び所属長印の印影	・ 右上	非開示
	②加害教員の氏名	・ 項番 1 ・ 項番 6 (3) の 3 行目 ・ 項番 7 の 1 行目及び 4 行目	開示
	③被害児童生徒の氏名	・ 項番 5 (1)、(2)、(3) の右及び左、(4) 並びに (5) ・ 項番 6 (2) の 2 行目	非開示
7 - 1	①文書記号、学校名及び所属長印の印影	・ 右上	開示

文書 番号	実施機関が非開示 とした部分	左記の該当箇所	審査会 の判断
	②加害教員の氏名	・ 項番 1 ・ 項番 4 の 5 行目 ・ 項番 5 の 3 行目及び 4 行目 ・ 項番 6 の 1 行目及び 3 行目 ・ 項番 7 の 1 行目左	開示
	③加害教員の人事異動先	・ 項番 7 の 1 行目右	非開示
8-1	①文書記号、学校名及び 所属長印の印影	・ 右上	開示
	②加害教員の氏名	・ 項番 1 ・ 項番 6 の 1 行目及び 3 行目	開示
9-1	①文書記号及び所属長印 の印影	・ 右上	開示
	②学校名	・ 右上 ・ 項番 3	開示
	③加害教員の氏名	・ 項番 1 ・ 項番 6 の 1 行目、 3 行目、 4 行目及 び 5 行目 ・ 項番 7	開示
10-1	①文書記号、学校名及び 所属長印の印影	・ 右上	開示
	②加害教員の氏名	・ 項番 1	開示
11-1	①文書記号及び所属長印 の印影	・ 右上	非開示
	②学校名	・ 右上 ・ 項番 3	非開示
	③加害教員の氏名	・ 項番 1	開示
11-2	①学校名	・ 右上 ・ 項目 2	非開示
12-1	①文書記号、学校名及び 所属長印の印影	・ 右上	開示
	②加害教員の氏名	・ 項番 1	開示
12-2	①加害教員の氏名	・ 被調査者氏名欄の 1 行目左及び 2 行 目	開示

文書 番号	実施機関が非開示 とした部分	左記の該当箇所	審査会 の判断
	②加害教員の性別及び生 年月日	・被調査者氏名欄の1行目右及び3行 目の3箇所	非開示
	③学校名	・被調査者所属名欄	開示
	④加害教員の住所	・被調査者住所欄	非開示
	⑤副校長の氏名	・被調査者調査員欄	開示
	⑥副校長の印影	・ (※) 被調査者調査員欄	開示
13-1	①文書記号、学校名及び 所属長印の印影	・ 右上	開示
	②加害教員の氏名	・ 項番1	開示
13-2	①加害教員の氏名	・ 題名 ・ 本文11行目、14行目、20行目及び24 行目	開示
	②被害児童生徒の氏名	・ 本文1行目左、7行目、17行目左、 18行目、22行目、23行目 () 内左及 び右並びに29行目	非開示
	③被害児童生徒の所属ク ラス	・ 1行目右 () 内	非開示
14-1	①文書記号、学校名及び 所属長印の印影	・ 右上	開示
	②加害教員の氏名	・ 項番1 ・ 項番4の2行目 ・ 項番6の1行目、5行目、14行目、 16行目、19行目、20行目及び22行目 ・ 項番7(3)	開示
	③被害児童生徒の所属す る部活動名	・ 項番3 ・ 項番4の1行目 ・ 項番6の6行目、15行目及び17行目	開示
14-2	①学校名	・ NO. 1 題名左及びNO. 2 題名左	開示
	②教頭の氏名	・ NO. 1 題名右及びNO. 2 題名右 ・ 2月18日 (月) 18:00~19:00欄1 行目右	開示

文書 番号	実施機関が非開示 とした部分	左記の該当箇所	審査会 の判断
	③被害児童生徒の所属する部活動の副顧問の氏名	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2月18日（月）17：00～18：00欄2行目 ・ 2月21日（木）16：55～17：20欄上段6行目の2箇所 ・ (※) 2月18日（月）18：00～19：00欄1行目左 	開示
	④学校の施設名	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2月19日（火）15：40～18：40欄の1行目 	開示
	⑤加害教員の氏名	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2月5日（火）欄 ・ 2月18日（月）空白欄の1行目及び2行目並びに19：00～欄5行目 ・ 2月21日（木）16：35欄並びに16：55～17：20欄の上段3行目及び5行目並びに下段1行目 ・ 2月23日（土）19：00～欄3行目、4行目及び6行目 	開示
	⑥被害児童生徒の所属する部活動名	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2月15日（金）欄 ・ 2月18日（月）17：00～18：00欄の1行目及び19：00～欄の1行目 ・ 2月21日（木）16：55～17：20欄上段の1行目 ・ 2月23日（土）19：00～欄の1行目 	開示
	⑦被害児童生徒の氏名	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2月19日（火）15：40～18：40欄の3行目の4箇所 	非開示
15-1	①文書記号、学校名及び所属長印の印影	<ul style="list-style-type: none"> ・ 右上 	開示
	②加害教員の氏名	<ul style="list-style-type: none"> ・ 項番1 	開示
	③加害教員の人事異動先	<ul style="list-style-type: none"> ・ 項番7 	非開示
16-1	①文書記号、所属長名及び所属長印の印影	<ul style="list-style-type: none"> ・ 右上 	非開示
	②学校名	<ul style="list-style-type: none"> ・ 右上 ・ 項番3 	非開示
	③加害教員の氏名	<ul style="list-style-type: none"> ・ 項番1 	開示

文書 番号	実施機関が非開示 とした部分	左記の該当箇所	審査会 の判断
16-2	①加害教員の氏名	・被調査者ふりがな氏名生年月日欄 1 行目及び2行目左 ・※欄A3の1行目右及び3行目	開示
	②加害教員の性別及び生 年月日	・被調査者ふりがな氏名生年月日欄 2 行目右及び3行目の3箇所	非開示
	③学校名	・被調査者所属名欄 ・備考欄左	非開示
	④加害教員の住所	・被調査者住所欄	非開示
	⑤校長及び副校長の氏名 (決定通知書において は「教職員の氏名」と 記載)	・被調査者調査員欄の2箇所	非開示
	⑥被害児童生徒の氏名	・※欄A2の1行目、4行目、8行目、 9行目、10行目及び13行目 ・※欄A3の1行目左 ・備考欄右	非開示
16-3	①加害教員の氏名	・被調査者ふりがな氏名生年月日欄 1 行目及び2行目左	開示
	②加害教員の性別及び生 年月日	・被調査者ふりがな氏名生年月日欄 2 行目右及び3行目の3箇所	非開示
	③学校名	・被調査者所属名欄 ・備考欄左	非開示
	④加害教員の住所	・被調査者住所欄	非開示
	⑤校長及び副校長の氏名 (決定通知書において は「教職員の氏名」と 記載)	・被調査者調査員欄の2箇所	非開示
	⑥被害児童生徒の氏名	・※欄A2の1行目、4行目、7行目 及び8行目 ・※欄A3の1行目 ・備考欄右	非開示
16-4	①加害教員の氏名	・被調査者ふりがな氏名生年月日欄 1 行目及び2行目左	開示

文書 番号	実施機関が非開示 とした部分	左記の該当箇所	審査会 の判断
	②加害教員の性別及び生 年月日	・被調査者ふりがな氏名生年月日欄 2 行目右及び3行目の3箇所	非開示
	③学校名	・被調査者所属名欄 ・備考欄左	非開示
	④加害教員の住所	・被調査者住所欄	非開示
	⑤校長及び副校長の氏名 (決定通知書において は「教職員の氏名」と 記載)	・被調査者調査員欄の2箇所	非開示
	⑥被害児童生徒の氏名	・※欄A2の1行目、3行目、7行目 及び12行目 ・※欄A3の1行目 ・備考欄右	非開示
17-1	①文書記号及び所属長印 の印影	・右上	開示
	②学校名	・右上 ・項番3	開示
	③加害教員の氏名	・項番1	開示
17-2	①加害教員の氏名	・教諭名の左から1番目及び2番目 ・概要の4行目及び8行目 ・その他の6行目及び8行目	開示
	②加害教員の年齢及び性 別	・教諭名の左から4番目及び5番目	非開示
	③加害教員及び被害児童 生徒の所属学科	・教諭名の左から3番目 ・生徒名の左から3番目	開示
	④被害児童生徒の氏名	・生徒名の左から1番目及び2番目	非開示
	⑤被害児童生徒の所属ク ラス	・生徒名の左から4番目	開示
18-1	①文書記号、学校名及び 所属長印の印影	・右上	開示
	②加害教員の氏名	・項番1の左	開示
	③加害教員及び被害児童 生徒の所属学科	・項番1の右	開示

文書 番号	実施機関が非開示 とした部分	左記の該当箇所	審査会 の判断
	④被害児童生徒の所属ク ラス	・項番 3 (1) の 1 行目及び 2 行目並びに (2) の 1 行目	開示
19- 1	①文書記号、学校名及び 所属長印の印影	・ 右上	開示
	②加害教員の氏名	・ 項番 1 の左	開示
	③加害教員及び被害児童 生徒の所属学科	・ 項番 1 の右	開示
	④被害児童生徒の所属ク ラス	・ 項番 3	開示
20- 1	①文書記号、学校名及び 所属長印の印影	・ 右上	開示
	②加害教員の氏名	・ 項番 1	開示
21- 1	①文書記号、学校名、所 属長名及び所属長印の 印影	・ 右上	開示
	②加害教員の氏名	・ 項番 1 ・ 項番 6 (3) ・ 項番 7	開示
	③被害児童生徒の氏名	・ 項番 4 (1) 及び(2) ・ 項番 6 (1) 及び(2)	非開示
22- 1	①文書記号、学校名及び 所属長印の印影	・ 右上	開示
	②加害教員の氏名	・ 項番 1	開示
	③被害児童生徒の所属す る部活動名	・ 項番 5	開示
22- 2	①加害教員の氏名	・ 項目 1	開示
	②被害児童生徒の所属す る部活動名	・ 項目 5 の【事案①】 ・ 項目 6 の【事案②】	開示
	③被害児童生徒の所属学 部	・ 項目 7 の 1 行目及び 3 行目	開示
23- 1	①文書記号、学校名及び 所属長印の印影	・ 右上	開示
	②加害教員の氏名	・ 項番 1	開示

文書 番号	実施機関が非開示 とした部分	左記の該当箇所	審査会 の判断
24-1	①文書記号、学校名及び 所属長印の印影	・ 右上	開示
	②加害教員の氏名	・ 項番 1	開示
25-1	①文書記号、学校名及び 所属長印の印影	・ 右上	開示
	②加害教員の氏名	・ 項番 1 左 ・ 項番 6	開示
	③被害児童生徒の所属ク ラス	・ 項番 1 右	開示
26-1	①文書記号、学校名及び 所属長印の印影	・ 右上	開示
	②加害教員の氏名	・ 項番 1	開示
27-1	①文書記号、学校名及び 所属長印の印影	・ 右上	開示
	②加害教員の氏名	・ 項番 1	開示
28-1	①文書記号及び所属長印 の印影	・ 右上	開示
	②学校名	・ 右上 ・ 項番 3	開示
	③加害教員の氏名	・ 項番 1 ・ 項番 4 ・ 項番 6 の 3 行目及び11行目 ・ 項番 7	開示
28-2	①加害教員の氏名	・ (※) 5 行目、14行目、35行目及び 37行目	開示
	②被害児童生徒の氏名	・ 4 行目右	非開示
	③被害児童生徒の所属ク ラス	・ 4 行目左及び7 行目	非開示
	④被害児童生徒の出席番 号	・ 4 行目左から 2 番目	非開示
29-1	①文書記号、学校名及び 所属長印の印影	・ 右上	開示
	②加害教員の氏名	・ 項番 1	開示

文書 番号	実施機関が非開示 とした部分	左記の該当箇所	審査会 の判断
29-2	①学校名	・ 右上	開示
30-1	①文書記号、学校名及び 所属長印の印影	・ 右上	開示
	②加害教員の氏名	・ 項番 1	開示
31-1	①文書記号、学校名及び 所属長印の印影	・ 右上	開示
	②加害教員の氏名	・ 項番 1 ・ 項番 6 ・ 項番 7	開示
32-1	①文書記号、学校名及び 所属長印の印影	・ 右上	非開示
	②加害教員の氏名	・ 項番 1 ・ 項番 4 ・ 項番 5 ・ 項番 6 の 3 行目及び 5 行目 ・ 項番 7	開示
32-2	①加害教員の氏名	・ 題名 ・ 項目 3 (4) ・ 項目 4 (2) アの 2 行目の 2 箇所、イの 2 行目の 2 箇所、ウの 1 行目左及び エの 1 行目左から 2 番目 ・ 項目 5 (1) 及び(2)	開示
	②学校名	・ 右上	非開示
	③被害児童生徒の氏名	・ 項目 4 (2) アの 1 行目の 2 箇所及び 3 行目、ウの 1 行目右、エの 1 行目左 及び右並びにオ	非開示
33-1	①文書記号、学校名及び 所属長印の印影	・ 右上	非開示
	②加害教員の氏名	・ 項番 1	非開示
34-1	①文書記号及び所属長印 の印影	・ 右上	開示
	②学校名	・ 右上 ・ 項番 3	開示

文書 番号	実施機関が非開示 とした部分	左記の該当箇所	審査会 の判断
	③加害教員の氏名	<ul style="list-style-type: none"> ・ 項番 1 ・ 項番 4 ・ 項番 6 の 1 行目及び 2 行目 ・ 項番 7 	開示
34-2	①加害教員の氏名	・ 4 行目及び 6 行目	開示
	②被害児童生徒の氏名	・ 3 行目右	非開示
	③被害児童生徒の所属ク ラス	・ 3 行目左	非開示
	④被害児童生徒の出席番 号	・ 3 行目左から 2 番目	非開示
35-1	①文書記号、学校名及び 所属長印の印影	・ 右上	開示
	②加害教員の氏名	・ 項番 1	開示
35-2	①文書記号	・ 主文の 1 行目	開示
	②加害教員の氏名	<ul style="list-style-type: none"> ・ <経過>の教諭の行の左 ・ <経過>の本文の 4 行目、8 行目左、 9 行目、10 行目左、11 行目、14 行目 右、15 行目右、17 行目左、19 行目、 20 行目、22 行目、24 行目、25 行目～ 26 行目左、26 行目右、29 行目、33 行 目右及び 46 行目の 2 箇所 	開示
	③加害教員の年齢	・ <経過>の教諭の行の右	非開示
	④被害児童生徒の氏名	<ul style="list-style-type: none"> ・ <経過>の生徒の行の左 ・ <経過>の本文の 7 行目、8 行目左 から 2 番目及び右、10 行目右、14 行 目左、15 行目左、17 行目右～18 行目、 28 行目、33 行目左、35 行目の 2 箇所 並びに 37 行目 	非開示
	⑤被害児童生徒の所属ク ラス	・ <経過>の生徒の行の左から 2 番目 及び右	非開示
	⑥加害教員以外の教職員 の氏名	・ <経過>の本文の 14 行目左から 2 番 目	開示

文書 番号	実施機関が非開示 とした部分	左記の該当箇所	審査会 の判断
36-1	①文書記号、学校名及び 所属長印の印影	・ 右上	非開示
	②加害教員の氏名	・ 項番 1	開示
36-2	①学校名及び所属長の氏 名	・ 右上	非開示
	②加害教員の氏名	<ul style="list-style-type: none"> ・ 項目 1 の 5 ～ 6 行目及び10行目 ・ 項目 2 の【目撃情報提供生徒に対する確認】の 4 月 5 日（金）の 4 行目 左から 2 番目、6 行目、8 行目及び 12行目 ・ 項目 2 の【被害生徒に対する確認】(2) の 2 行目及び 6 行目の 2 箇所 ・ 項目 2 の【被害生徒に対する確認】(3) の 9 行目、14行目、16行目左、17行 目及び27行目 ・ 項目 2 の【加害教諭に対する確認】 1 行目 ・ 項目 2 の【加害教諭に対する確認】(1) の 1 行目～ 2 行目左、5 行目、9 行 目及び13行目 ・ 項目 2 の【加害教諭に対する確認】(2) の 3 行目及び 7 行目 ・ 項目 2 の【加害教諭に対する確認】(3) の 4 行目、12行目、17行目、23行目 及び29行目 ・ 項目 3 の 1 行目及び 3 行目 	開示
	③体罰発生場所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 項目 2 【目撃情報提供生徒に対する 確認】の 4 月 5 日（金）の 5 行目右 ・ 項目 2 【被害生徒に対する確認】の 4 行目 ・ 項目 2 【加害教諭に対する確認】(1) 表題及び 2 行目右 	非開示

文書 番号	実施機関が非開示 とした部分	左記の該当箇所	審査会 の判断
	④体罰発生時の授業名	<ul style="list-style-type: none"> ・項目2【目撃情報提供生徒に対する確認】の4月5日(金)の4行目左 ・項目2【被害生徒に対する確認】(2)5行目 ・項目2【被害生徒に対する確認】(3)16行目右 ・項目2【加害教諭に対する確認】(1)2行目左から2番目 ・項目3の2行目及び5行目 	非開示
	⑤被害児童生徒の所属学科	<ul style="list-style-type: none"> ・(※)項目2の【目撃情報提供生徒に対する確認】の4月5日(金)の4行目右～5行目左 	非開示
37-1	①文書記号、学校名及び所属長印の印影	<ul style="list-style-type: none"> ・右上 	開示
	②加害教員の氏名	<ul style="list-style-type: none"> ・項番1の2箇所 ・項番4の2行目 ・項番6の項目4 ・項番7 	開示
	③被害児童生徒の所属学部	<ul style="list-style-type: none"> ・項番4の1行目左 ・項番6項目2及び項目3の1行目左 	開示
	④被害児童生徒の氏名	<ul style="list-style-type: none"> ・項番4の1行目右 ・項番6項目3の1行目右 	非開示
37-2	①加害教員以外の教職員の氏名	<ul style="list-style-type: none"> ・3月7日(木)の1行目の2箇所 ・3月11日(月)の1行目の2箇所 ・3月11日(月)の4行目右 ・3月22日(金)の1行目 	開示
	②加害教員の氏名	<ul style="list-style-type: none"> ・3月7日(木)の5行目右 ・3月22日(金)2行目 ・生徒近況の2行目 ・教員近況の章題 	開示
	③被害児童生徒以外の児童生徒の氏名	<ul style="list-style-type: none"> ・(※)3月7日(木)の2行目右 	非開示
	④被害児童生徒以外の児童生徒の所属学部	<ul style="list-style-type: none"> ・(※)3月7日(木)の2行目左 	開示

文書 番号	実施機関が非開示 とした部分	左記の該当箇所	審査会 の判断
	⑤被害児童生徒以外の児童生徒の所属クラス	・ (※) 3月7日(木)の2行目左から2番目	非開示
	⑥被害児童生徒の氏名	・ 3月7日(木)の5行目左から3番目 ・ 3月11日(月)の2行目右、4行目左、6行目右、7行目～8行目 ・ 3月22日(金)の3行目右 ・ 生徒近況の章題左から2番目	非開示
	⑦被害児童生徒の所属学部	・ 3月7日(木)の5行目左 ・ 3月22日(金)の3行目左 ・ 生徒近況の1行目	開示
	⑧被害児童生徒の所属クラス	・ 3月7日(木)の5行目左から2番目 ・ 3月11日(月)の2行目左、6行目左 ・ 3月22日(金)の3行目左から2番目 ・ 生徒近況の章題左及び右	非開示
38-1	①文書記号、学校名及び所属長印の印影	・ 右上	開示
	②加害教員の氏名	・ 項番1	開示
39-1	①文書記号、学校名及び所属長印の印影	・ 右上	開示
	②加害教員の氏名	・ 項番1	開示
	③加害教員の人事異動先	・ 項番7	非開示
39-2	①学校名	・ 右上	開示
	②校長の氏名	・ 右上 ・ 項目2章題()内左	開示
	③教頭の氏名	・ 項目2章題()内右	開示

文書 番号	実施機関が非開示 とした部分	左記の該当箇所	審査会 の判断
	④加害教員の氏名	<ul style="list-style-type: none"> ・ 題名 ・ 項目 2 (1) の 2 行目右 ・ 項目 2 (3) の章題 () 内 ・ 項目 3 (1) の 1 行目及び 2 行目右 ・ 項目 3 (2) の章題 () 内 	開示
	⑤被害児童生徒以外の児童生徒の氏名	<ul style="list-style-type: none"> ・ (※) 項目 1 (1) の 1 行目 ・ (※) 項目 2 (1) の章題 () 内 ・ (※) 項目 2 (2) の 2 行目 	非開示
	⑥被害児童生徒の氏名	<ul style="list-style-type: none"> ・ 項目 1 (1) の 3 行目 ・ 項目 2 (1) の 2 行目左 ・ 項目 2 (2) の章題 () 内 ・ 項目 2 (3) の 1 行目 ・ 項目 3 (1) の章題、 2 行目左 	非開示
40-1	①文書記号、学校名及び所属長印の印影	<ul style="list-style-type: none"> ・ 右上 	開示
	②加害教員の氏名	<ul style="list-style-type: none"> ・ 項番 1 	開示
40-2	①加害教員の氏名	<ul style="list-style-type: none"> ・ 項目 1 の 1 行目 ・ 項目 5 の 1 行目 	開示
41-1	①文書記号、学校名及び所属長印の印影	<ul style="list-style-type: none"> ・ 右上 	開示
	②加害教員の氏名	<ul style="list-style-type: none"> ・ 項番 1 ・ 項番 6 の 2 ポツ目及び 3 ポツ目 ・ 項番 7 	開示
41-2	①加害教員の氏名	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被調査者氏名欄の 1 行目左 	開示
	②加害教員の性別及び生年月日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被調査者氏名欄の 1 行目右及び 2 行目の 3 箇所 	非開示
	③学校名	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被調査者所属名欄 	開示
	④加害教員の住所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被調査者住所欄 	非開示
	⑤副校長の氏名及び印影	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被調査者調査員欄 	開示
42-1	①文書記号及び所属長印の印影	<ul style="list-style-type: none"> ・ 右上 	開示
	②学校名	<ul style="list-style-type: none"> ・ 右上 ・ 項番 3 	開示

文書番号	実施機関が非開示とした部分	左記の該当箇所	審査会の判断
	③加害教員の氏名	・ 項番 1 ・ 項番 7	開示
43-1	①文書記号、学校名及び所属長印の印影	・ 右上	開示
	②加害教員の氏名	・ 項番 1	開示
44-1	①文書記号、学校名及び所属長印の印影	・ 右上	開示
	②加害教員の氏名	・ 項番 1	開示
44-2	①加害教員の氏名	・ 被調査者氏名欄 1 行目左及び 2 行目	開示
	②加害教員の性別及び生年月日	・ 被調査者氏名欄 1 行目右及び 3 行目の 3 箇所	非開示
	③学校名	・ 被調査者所属名欄	開示
	④加害教員の住所	・ 被調査者住所欄	非開示
	⑤副校長の氏名及び印影	・ 被調査者調査員欄	開示
45-1	①文書記号	・ 右上	開示
	②学校名	・ 右上 ・ 項番 3	開示
	③加害教員の氏名	・ 項番 1 ・ 項番 5 の 3 行目、4 行目及び 9 行目 ・ 項番 6 の 1 行目、3 行目及び 4 行目 ・ 項番 7	開示
46-1	①文書記号及び所属長印の印影	・ 右上	非開示
	②学校名	・ 右上 ・ 項番 3	非開示
	③加害教員の氏名	・ 項番 1	開示
46-2	①学校名	・ 題名左 ・ 項目 1 その他の 1 行目左 ・ 項目 2 の 1 行目	非開示
	②加害教員の氏名	・ 題名右 ・ 項目 1 の章題左及び左から 2 番目	開示
	③加害教員の年齢	・ 項目 1 の章題右	非開示
	④加害教員の前任校	・ 項目 1 その他の 1 行目右	非開示

文書 番号	実施機関が非開示 とした部分	左記の該当箇所	審査会 の判断
	⑤加害教員の家族に関する情報	・項目1 その他の3行目～4行目	非開示
47-1	①文書記号、学校名及び所属長印の印影	・右上	開示
	②加害教員の氏名	・項番1	開示
48-1	①文書記号、学校名及び所属長印の印影	・右上	開示
	②加害教員の氏名	・項番1	開示
49-1	①文書記号、学校名及び所属長印の印影	・右上	開示
	②加害教員の氏名	・項番1	開示
50-1	①文書記号及び学校名	・右上	開示
	②加害教員の氏名	・項番1	開示
50-2	①学校名	・右上	開示
	②加害教員の氏名	・本文10行目及び14行目	開示
51-1	①文書記号及び所属長印の印影	・右上	開示
	②学校名	・右上 ・項番3	開示
	③加害教員の氏名	・項番1 ・項番7	開示
52-1	①文書記号、学校名及び所属長印の印影	・右上	開示
	②加害教員の氏名	・項番1	開示
53-1	①文書記号、学校名及び所属長印の印影	・右上	開示
	②加害教員の氏名	・項番1	開示
53-2	—	—	—
54-1	①文書記号、学校名及び所属長印の印影	・右上	開示
	②加害教員の氏名	・項番1	開示

文書 番号	実施機関が非開示 とした部分	左記の該当箇所	審査会 の判断
	③被害児童生徒の所属学部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 項番 5 ・ 項番 6 の 2 行目、 3 行目、 5 行目の 2 箇所及び 8 行目 	開示
54-2	①加害教員の氏名	<ul style="list-style-type: none"> ・ 項目 1 	開示
	②被害児童生徒の所属学部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 項目 5 ・ 項目 6 の 2 行目、 3 行目、 7 行目、 8 行目、 10 行目、 11 行目、 13 行目及び 21 行目 	開示
55-1	①文書記号、学校名及び所属長印の印影	<ul style="list-style-type: none"> ・ 右上 	非開示
	②加害教員の氏名	<ul style="list-style-type: none"> ・ 項番 1 	開示
55-2	①学校名	<ul style="list-style-type: none"> ・ 右上 	非開示
	②加害教員の氏名	<ul style="list-style-type: none"> ・ N o 1 の項目 4 (2) ・ N o 2 の項目 4 (2) ・ N o 2 の項目 5 の 1 ポツ目 2 行目 ・ N o 3 の項目 4 (2) ・ N o 4 の項目 4 右 ・ N o 4 の項目 5 の 2 ポツ目及び 6 ポツ目 	開示
	③被害児童生徒の氏名	<ul style="list-style-type: none"> ・ N o 1 の項目 2 左及び左から 2 番目 ・ N o 2 の項目 4 (3) 右 ・ N o 2 の項目 4 (6) の 1 行目 ・ N o 2 の項目 5 の 1 ポツ目の 1 行目 ・ N o 3 の項目 4 (3) 右 	非開示
	④被害児童生徒のHRNO	<ul style="list-style-type: none"> ・ N o 1 の項目 2 右 ・ N o 2 の項目 4 (3) 左 ・ N o 3 の項目 4 (3) 左 	非開示
	⑤被害児童生徒の所属する部活動の部員の氏名	<ul style="list-style-type: none"> ・ N o 2 の項目 2 左 ・ N o 3 の項目 2 左 	非開示
	⑥被害児童生徒の所属する部活動の部員のHRNO	<ul style="list-style-type: none"> ・ N o 2 の項目 2 右 ・ N o 3 の項目 2 右 	非開示

文書 番号	実施機関が非開示 とした部分	左記の該当箇所	審査会 の判断
	⑦教頭の氏名	<ul style="list-style-type: none"> ・ N o 1 の項目 3 左 ・ N o 2 の項目 3 左 ・ N o 3 の項目 3 左 ・ N o 4 の項目 2、項目 4 左及び項目 5 の 4 ポツ目の 2 行目 	非開示
	⑧学年主任を務める教員の氏名	<ul style="list-style-type: none"> ・ N o 1 の項目 3 右 ・ N o 2 の項目 3 右 ・ N o 3 の項目 3 右 	開示
	⑨被害児童生徒の保護者の氏名	<ul style="list-style-type: none"> ・ N o 4 の項目 3 	非開示
56-1	①文書記号及び所属長印の印影	<ul style="list-style-type: none"> ・ 右上 	開示
	②学校名	<ul style="list-style-type: none"> ・ 右上 ・ 項番 3 	開示
	③加害教員の氏名	<ul style="list-style-type: none"> ・ 項番 1 	開示
56-2	①加害教員の氏名	<ul style="list-style-type: none"> ・ 項目 1 の 2 行目 ・ 項目 5 の 1 行目 	開示
57-1	①文書記号、学校名及び所属長印の印影	<ul style="list-style-type: none"> ・ 右上 	開示
	②加害教員の氏名	<ul style="list-style-type: none"> ・ 項番 1 	開示
57-2	①加害教員の氏名	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被調査者氏名欄 1 行目左 	開示
	②加害教員の性別及び生年月日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被調査者氏名欄 1 行目右及び 2 行目の 3 箇所 	非開示
	③学校名	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被調査者所属名欄 ・ 事犯発生日時場所欄 	開示
	④加害教員の住所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被調査者住所欄 	非開示
	⑤教頭の氏名	<ul style="list-style-type: none"> ・ 調査員欄 	開示
57-3	①加害教員の氏名	<ul style="list-style-type: none"> ・ 項目 1 	開示
	②被害児童生徒の氏名	<ul style="list-style-type: none"> ・ 項目 2 右 	非開示
	③被害児童生徒の所属クラス	<ul style="list-style-type: none"> ・ 項目 2 左 	非開示
57-4	①加害教員の氏名	<ul style="list-style-type: none"> ・ 項目 1 	開示
	②被害児童生徒の氏名	<ul style="list-style-type: none"> ・ 項目 2 右 	非開示

文書 番号	実施機関が非開示 とした部分	左記の該当箇所	審査会 の判断
	③被害児童生徒の所属ク ラス	・項目2左	非開示
57-5	①加害教員の氏名	・項目1	開示
	②被害児童生徒の氏名	・項目2右	非開示
	③被害児童生徒の所属ク ラス	・項目2左	非開示
58-1	①文書記号	・右上	非開示
	②学校名	・右上 ・項番3	非開示
	③加害教員の氏名	・項番1 ・項番6の1行目及び2行目 ・項番7	開示
59-1	①文書記号、学校名及び 所属長印の印影	・右上	開示
	②加害教員の氏名	・項番1	開示
	③被害児童生徒の氏名	・項番2の2箇所	—
59-2	①加害教員の氏名	・6行目 ・15行目	開示
	②被害児童生徒の氏名	・2行目左から2番目及び右	非開示
	③被害児童生徒の所属ク ラス	・2行目左	開示
60-1	①文書記号、学校名及び 所属長印の印影	・右上	開示
	②加害教員の氏名	・項番1	開示
	③被害児童生徒の氏名	・項番2の2箇所	非開示
60-2	①加害教員の氏名	・6行目	開示
	②被害児童生徒の氏名	・2行目左から2番目及び右 ・9行目、12行目及び13行目	非開示
	③被害児童生徒の所属ク ラス	・2行目左	開示
61-1	①文書記号、学校名及び 所属長印の印影	・右上	開示
	②加害教員の氏名	・項番1	開示

文書 番号	実施機関が非開示 とした部分	左記の該当箇所	審査会 の判断
	③被害児童生徒の所属ク ラス	・ 項番 3	開示
61-2	①被害児童生徒の所属ク ラス	・ 【講師への聞き取り内容】の1ポツ 目	開示

(※) 印を付した箇所は、公文書部分開示決定通知書と実際の開示文書に不一致のある箇所である。

別記3-2 実施機関が非開示とした部分及び審査会の判断（特別支援学校分）

文書 番号	実施機関が非開示 とした部分	左記の該当箇所	審査会 の判断
62-1	①文書記号及び所属長印 の印影	・ 右上	非開示
	②学校名	・ 右上 ・ 項番3左	非開示
	③加害教員の氏名	・ 項番1 ・ 項番4の2行目左	開示
	④被害児童生徒の所属ク ラス	・ 項番3右	非開示
	⑤被害児童生徒の氏名	・ 項番4の2行目右、3行目及び11行 目 ・ 項番5 ・ 項番6の14行目	非開示
	⑥被害児童生徒の同級生 の氏名	・ 項番4の1行目	非開示
	⑦被害児童生徒の入所施 設名	・ 項番4の5行目 ・ 項番6の1行目左	非開示
	⑧被害児童生徒の入所施 設職員の職氏名	・ 項番6の1行目右、2行目及び6行 目	非開示

文書 番号	実施機関が非開示 とした部分	左記の該当箇所	審査会 の判断
62-2	①加害教員の氏名	<ul style="list-style-type: none"> ・ 題名 ・ 主文の3行目 ・ ○生徒へのかかわり方についての1ポツ（中黒をいう。以下同じ。）目の7行目及び3ポツ目 ・ (※) ○その後の様子の1ポツ目 	開示
	②学校名	<ul style="list-style-type: none"> ・ 主文の2行目 	非開示
	③被害児童生徒の氏名	<ul style="list-style-type: none"> ・ ○■君への指導についての章題及び1ポツ目 ・ ○その後の様子の2ポツ目 	非開示
	④教頭の氏名	<ul style="list-style-type: none"> ・ 右下 	非開示
63-1	①文書記号及び所属長印の印影	<ul style="list-style-type: none"> ・ 右上 	非開示
	②学校名	<ul style="list-style-type: none"> ・ 右上 ・ 項番3 	非開示
	③加害教員の氏名	<ul style="list-style-type: none"> ・ 項番1 	開示
63-2	①学校名	<ul style="list-style-type: none"> ・ 題名 	非開示
	②加害教員の氏名	<ul style="list-style-type: none"> ・ 表題の左から5番目 ・ 「平成23年11月10時30分頃」の項「教員の供述」の欄の3行目左から2番目及び4行目右 ・ 「平成24年10月11時30分頃」の項「教員の供述」の欄の1行目右 	開示

文書 番号	実施機関が非開示 とした部分	左記の該当箇所	審査会 の判断
	③被害児童生徒の氏名	<ul style="list-style-type: none"> ・全ての項の対象生徒の欄 ・「平成20年度」の項「教員の供述」の欄 ・「平成23年度11月10時30分頃」の項「教員の供述」の欄の1行目の2箇所、2行目左、2行目右～3行目左及び4行目左 ・「平成24年10月11時30分頃」の項「教員の供述」の欄の1行目左及び3行目 ・「平成24年1月12時頃」の項「教員の供述」の欄の1行目及び2行目 ・「平成23年1月10時頃」の項「教員の供述」の欄 ・「平成25年1月10時30分頃（上段）」の項「教員の供述」の欄の2行目 ・「平成25年1月10時30分頃（下段）」の項「教員の供述」の欄の1行目の2箇所 ・(※)「平成25年1月10時30分頃（下段）」の項「生徒の訴え」の欄 	非開示
	④被害児童生徒の入所施設名	<ul style="list-style-type: none"> ・(※)「平成20年度」の項「生徒の訴え」の欄の3行目 	開示
	⑤加害教員以外の教職員の氏名	<ul style="list-style-type: none"> ・「平成23年11月10時30分頃」の項「教員の供述」の欄の3行目右 ・「平成25年1月10時30分頃（上段）」の項「教員の供述」の欄の1行目 	開示

(※) 印を付した箇所は、公文書部分開示決定通知書と実際の開示文書に不一致のある箇所である。

別記4 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 経 過	審 査 会
平成30年3月9日	実施機関から諮問書を受け付けた。	
平成30年3月20日	審査請求人から意見書を受け付けた。	

年 月 日	処 理 経 過	審 査 会
平成 30 年 3 月 27 日	審議	第 318 回
平成 30 年 4 月 24 日	審議	第 319 回
平成 30 年 5 月 29 日	審議	第 320 回
平成 30 年 6 月 26 日	審議	第 321 回
平成 30 年 7 月 23 日	審議	第 322 回
平成 30 年 8 月 28 日	審議	第 323 回
平成 30 年 9 月 25 日	審議	第 324 回
平成 30 年 10 月 24 日	審議	第 325 回
平成 30 年 11 月 29 日	審議	第 326 回
平成 30 年 12 月 25 日	審議	第 327 回
平成 31 年 1 月 30 日	審議	第 328 回
平成 31 年 2 月 27 日	審議	第 329 回
平成 31 年 3 月 26 日	審議	第 330 回
令和元年 5 月 30 日	審議	第 331 回
令和元年 6 月 28 日	審議	第 332 回
令和元年 7 月 5 日	答申	

静岡県情報公開審査会委員の氏名等（氏名は、五十音順）

氏 名	職 業 等	調査審議した審査会
池 田 恵 子	静岡大学教育学部 教授	第 319 回～第 326 回、 第 328 回、第 329 回、 第 331 回、第 332 回
大 原 和 彦	弁護士	第 318 回～第 332 回
高 橋 正 人	静岡大学人文社会科学部 准教授	第 318 回、第 320 回、 第 321 回、第 323 回、 第 324 回、第 327 回、 第 328 回、第 330 回 第 332 回
牧 田 晃 子	弁護士	第 318 回～第 332 回
望 月 律 子	常葉大学健康科学部看護学科 特任教授	第 318 回～第 324 回、 第 326 回～第 331 回

氏 名	職 業 等	調査審議した審査会
森 俊 太	静岡文化芸術大学文化政策学部 学部長	第 318 回、第 320 回、 第 322 回、第 324 回、 第 325 回～第 332 回